

地域共生型の再生可能エネルギー導入のための促進区域の設定に関する 環境配慮基準の策定について

1 策定の趣旨

本県では、令和5年3月に第四次宮崎県環境基本計画を一部改定し、施策体系に「再生可能エネルギー等の導入促進」を位置づけ、再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の導入目標を設定し、取組を強化することとしています。

こうした中、地球温暖化対策の推進に関する法律が改正され、すべての市町村は、地方公共団体実行計画において、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項として、再エネを促進させる区域（以下「促進区域」という。）を定めるよう努めることとされました。また、都道府県は、地方公共団体実行計画において、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮し、市町村が定める促進区域の設定に関する県の基準（以下「基準」という。）を定めることができることとされました。

そのため、県が望ましい再エネ立地の考え方を明確にすることで、県内市町村が適切に立地誘導を行えるようになることを目指すとともに、地域の合意形成を円滑化しつつ、地域の脱炭素化を促進するため、基準を策定することとしました。

2 基準策定の進め方

(1) 宮崎県環境審議会への諮問

宮崎県環境基本条例第26条第2号の規定に基づき、県基準の審議を宮崎県環境審議会に諮問する。

今後は、策定内容の詳細について審議会で審議する。

(2) 県民の参画

県民の意見等を反映させるため、パブリックコメントの実施により広く県民の意見を聴取し、計画への反映に努める。

(3) 県議会への報告

策定作業の進捗に応じて、適宜県議会に報告する。

3 今後のスケジュール

令和5年	7月	環境審議会（基準策定の諮問、趣旨報告）
	10月	環境審議会（基準案の審議）
	11月	パブリックコメントの実施
令和6年	1月	環境審議会（基準最終案の審議、答申）

4 事務局

基準策定に係る連絡調整などの事務は、環境森林課で処理する。